



令和3年 (2021年) 7月28日(水)

No. 15462 1部377円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術了測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 (税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.jp/

目次

☆欧州各国の知的財産制度
-第20回- スイス(下) (1)

☆イノベーション・ブランド構築に資する
意匠法改正~令和元年改正~ (11)
☆特許庁長官 就任挨拶 (12)

欧州各国の知的財産制度

-第20回- スイス(下)

日本大学法学部(大学院法学研究科)
教授 加藤 浩

1. はじめに

本稿は、欧州諸国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、スイスの知的財産制度のうち、商標制度、著作権制度を中心に解説する。

2. 総論

スイスの商標制度は、1879年に最初の商標法が制

定され、その後、大幅に変更された新商標法が1992年8月28日に成立し、1993年4月1日より施行された。サービスマークについては、1993年より登録できるようになっている。スイスの商標法は、1995年、1996年、1997年に改正され、最近では、2017年7月17日に改正がなされている。マドリッド協定議定書については、スイスでは、1998年12月14日から発効している。なお、マドリッド協定にも同時加盟して

Advertisement for HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK. Includes company logo, name, address, and a list of attorneys. Text: 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK. TOKYO WTC HARAKENZO 50th Anniversary in 2026. 会長 弁理士: 原 謙三 所長 弁理士: 福井 清. List of attorneys: 副所長 弁理士: 黒田 敏朗, 副所長 弁理士: 今野 信二, etc.

おり、1998年12月14日に発効している。

スイスの著作権制度は、フランス・ナポレオンによるフランス占領下において、フランスの著作権法が導入されたことに始まる。1815年、スイス連邦が形成された際には、当時の著作権法がそのまま継続されていたが、その後、スイス連邦としての著作権法は、1884年1月1日より施行されている。現在の著作権法は、1992年10月9日に施行されたものであり、その後、軽微な改正を経て、現在に至っている。最近では、2007年10月に、WIPO著作権条約に対応した改正がなされている。

### 3. 商標制度

スイスの商標法は、最近では、2017年7月17日に改正がなされ、現在に至っている。ここでは、この改正法に基づいて、スイスの商標制度について解説する。(以下、括弧書の条文は、特に指示がない限り、スイスの「商標法」の条文を示す。)

#### (1) 保護対象

「商標」は、「ある企業の商品又はサービスと他の企業のそれとを識別することができる標章」として定義されている(1条(1))。

「商標」の保護対象については、「語、文字、数字、視覚的表現、立体形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩の結合」から構成される(1条(2))。

なお、商標法には、「商標」のほか、「保証標章」、「団体標章」、「地理的標章」についても保護することが規定されている。

「保証標章」は、「その標章の所有者の管理の下に複数の企業によって使用される標章であって、それらの企業の商品又はサービスに共通の質、原産地表示、製造様式その他の特徴を保証するもの」として定義されている(21条(1))。

「団体標章」は、「製造業、商業又はサービス業の団体の標章であって、その団体の構成員の商品又はサービスと他の企業の商品又はサービスとを識別するもの」として定義されている(22条)。

#### <解説>

スイスの商標法では、「保証標章」、「団体標章」、「地理的標章」が規定されているのに対して、日本の商標法には、「団体商標」(日本国商標法7条)、「地域団体商標」(日本国商標法7条の2)が規定されているが、「保証標章」については規定されて

いない。また、スイスでは、商標の保護対象として、音響、色彩などが含まれており、日本では、音、ホログラム、単色、動き商標などが保護対象とされている(日本国商標法2条1項)。

#### (2) 登録要件(絶対的不登録事由)

商標の保護は、次のものには及ばない(2条)。

- (a) 当該標章に係る商品又はサービスについて商標として認識されているものを除き、権利が消滅した状態になっている標章
- (b) 商品自体の性質から構成される形状又は実用上必要とされる商品の形状若しくはその包装
- (c) 誤認を生じる標章
- (d) 公の秩序、道徳又は法律に反する標章

#### (3) 登録要件(相対的不登録事由)

商標の保護は、次の標章には及ばない(3条(1))。

- (a) 先行商標と同一の標章であって、その商標に係る商品又はサービスと同一の商品又はサービスを指定するもの
- (b) 先行商標と同一の標章であって、類似の商品又はサービスを指定し、混同を生じる虞のあるもの
- (c) 先行商標と類似の標章であって、同一又は類似の商品若しくはサービスを指定し、混同を生じる虞のあるもの

なお、「先行商標」とは、次のものをいう(3条(2))。

- (a) 優先権を享受する(第6条から第8条まで)出願中の商標又は登録商標
- (b) その商標の出願の時に、スイスで広く認識されている商標

なお、相対的不登録事由(3条)に基づいて商標保護から除外される理由については、先行商標の所有者のみが主張できる(3条(3))。

#### (4) 先願主義

商標権は、最初に商標を出願した者に帰属する(6条)。

#### (5) 優先権

パリ条約の締約国において、国際博覧会に、商

標によって同一視される商品又はサービスを出品又は出展した者は、その博覧会の開会日から6月以内にその商標を出願することを条件として、その博覧会の開会日を出願日として主張することができる(8条)。

#### <解説>

日本では、出願時の特例として、博覧会出品のときに商標登録出願したものとみなされる規定が置かれている。(日本国商標法9条)

### (6) 商標登録出願

#### ①出願書類

出願には、次のものを含まなければならない(28条(2))。

- (a) 出願人の名称又は商号を表示した登録願書
- (b) 商標の複製
- (c) 商標の目的とされる商品又はサービスの一覧

#### ②出願公開制度

出願公開制度は採用されていない。

商標が登録された場合にのみ公告され(38条)、閲覧に供される(39条)。

#### <解説>

スイスには、出願公開制度が採用されていないが、日本には、出願公開制度が採用されている(日本国商標法12条の2)。

#### ③実体審査

次の場合には、登録出願について拒絶される(30条(2))。

- (1) 絶対的拒絶理由があるとき
- (2) 保証標章又は団体標章が所定の要件(第21条～第23条)を満たしていないとき

なお、「相対的拒絶理由」(3条)については、実体審査の対象ではないが、商標が登録された場合に取消理由の対象となる(31条(1))。

#### ④補正・分割

商標権者は、登録又は登録出願の分割の請求をいつでもすることができる(17a条(1))。商品及びサービスは、分割出願又は分割登録によって分割される(17a条(2))。分割出願又は分割登録は、原出願又は原登録の出願日及び優先日を享受することができる。(17a条(3))。

#### ⑤異議申立

先行商標の所有者は、相対的不登録事由(3条(1))に基づいて、登録異議の申立をすることができる(31条(1))。

異議申立は、登録の公告から3月以内に、スイス連邦知財庁(IPI)に書面により申請しなければならない。異議申立の手数料もその期間内に支払わなければならない。(31条(2))。

#### <解説>

スイスでは、異議申立期間が3月であるが、日本では、異議申立期間が2月である。また、スイスでは、異議申立をすることができる者は「先行商標の所有者」に限られるのに対して、日本では、何人も異議申立をすることができる。(日本国商標法43条の2)

### ⑥商標の登録

出願された商標は、商標が登録された場合には、公告され(38条)、閲覧に供される(39条)。商標権は、登録簿への記入により発生する(5条)。

#### <解説>

日本においても、商標権の設定登録がされたものについては、公報が発行される(日本国商標法18条3項)。

### (7) 商標権

#### ①商標権の効力

商標権者には、商標を使用する排他的権利が与えられる(13条(1))。

商標権者は、相対的不登録事由(3条(1))により商標保護から除外される標章を他人が使用することを禁止することができる。特に、次のことを禁止することができる(13条(2))。

- (a) 商品又はその包装に標章を付すこと
- (b) その標章の下に商品の申出をすること、商品を市場に出すこと又は商品をその目的のために所持すること
- (c) その標章の下にサービスを申出又は提供すること
- (d) その標章の下に商品を輸入し、輸出し又は輸送すること
- (e) 営業紙、広告又はその他業として、その標章を使用すること

なお、商標権者は、商業製造された商品の輸

入、輸出又は国内通過が私的な目的で行われる場合でも、上記(d)に基づく権利を主張することができる(13条(2-2))。

#### <商標の使用>

商標は、保護を求めている商品及びサービスについて使用する場合は、保護を受けることができる(11条(1))。登録における形態と些細に相違するにすぎない形態での使用及び輸出のための使用も、商標の使用を構成する(11条(2))。

#### <著名商標>

著名商標の所有者は、いかなる種類の商品又はサービスについても、他人がその商標を使用することがその商標の識別性を危うくし又はその著名性を利用若しくは損なう場合は、その他人の使用を禁止することができる(15条(1))。

#### <辞典その他の文献における商標の複製>

辞典その他同様の文献において、登録商標である旨の言及をしないで、登録商標が複製されている場合は、その商標の所有者は、その著作物の発行者、編集者又は配布者に対し、遅くとも再版において相応の注釈をすべきことを要求することができる(16条)。

### ②商標権の制限

#### <不使用>

継続して5年間、商標権者が保護を求めている商品又はサービスについて商標を使用していない場合は、その所有者は、もはやその商標について権利を主張することができない。ただし、使用していないことについて正当な理由があるときは、この限りでない(12条(1))。

#### <先使用权>

商標権者は、その商標の出願前に他人が使用していた標章を従前と同一の範囲でその他人が継続して使用することを禁止することはできない(14条(1))。

### ③商標権の存続期間

登録は、出願日から10年間有効とされる(10条(1))。登録は、その申請書が提出され、所定の手数料の支払があったときは、更に10年間、更新される(10条(2))。更新の申請書は、有効期間の満了前12月から遅くとも満了後6月までに、スイス連邦知財庁(IPI)に提出しなけれ

ばならない(10条(3))。

#### <解説>

スイスでは、商標権の存続期間は「出願日から10年」であるのに対して、日本では、「登録日から10年」(日本国商標法19条1項)である。

### ④商標権の無効

商標権の無効は、第三者による登録無効の請求を受けた民事裁判所が処理する。登録無効が決定すると、当該決定に基づいて、スイス連邦知財庁(IPI)は、商標登録の全部又は一部を取り消す(35条(c))。

#### <解説>

スイスには、無効審判制度はないが、商標の無効は裁判所に提訴することができる。日本では、特許庁に無効審判を請求することができる(日本国商標法46条)。

### ⑤商標権の取消

#### <不使用取消>

何人も、不使用(12条(1))を理由として、商標の取消請求を行うことができる(35a条(1))。不使用取消の請求は、次の最先の時点で提出できる(35a条(2))。

(a) 異議申立が提出されていない場合、異議申立期間の満了した後の5年間

(b) 異議申立手続が存在する場合には、異議申立手続の終了後の5年間

次の場合、不使用取消の請求は拒絶される(35b条(1))。

(a) 申請人が商標の説得力のある不使用を示さない場合

(b) 商標所有者が商標の説得力のある使用又はその不使用の正当な理由を示す場合

商品又はサービスの一部についてのみ説得力のある不使用が示される場合、スイス連邦知財庁(IPI)により、その範囲でのみ不使用取消が認められる(35b条(2))。

#### <解説>

商標権の不使用取消における不使用の期間については、日本では、「3年間」(日本国商標法50条1項)であるが、スイスでは「5年間」である。

### (8) 権利侵害に対する救済

### ＜確認訴訟＞

法律上の利害関係を立証する者は何人も、商標法に基づく権利又は法律上の関係の存在又は不存在についての確認判決を裁判所に求めることができる(52条)。

### ＜商標の移転請求＞

原告は、被告が商標を不法使用している場合は、商標の無効宣言に代えて商標の移転を求める訴えを提起することができる。

#### ①差止命令

商標又は原産地表示に係る自己の権利が侵害され又はその虞がある者は、何人も次の事項を裁判所に請求することができる(55条(1))。

- (a) 切迫した侵害を禁止すること
- (b) 現存する侵害を是正すること
- (c) 被告に対し、その者が所有する商標又は原産地表示を不法に付した品目の出所及び数量に関する情報を提供するよう、かつ、受領者の名前を挙げ、商業及び工業上の顧客に対する流通の範囲を開示するよう求めること

裁判所は、商標又は原産地表示を不法に付した品目又は主としてそれらの製造に用いられる設備、装置その他の手段の没収を命じることができる(57条(1))。

#### ②損害賠償

債務法に基づいて、権限のない代理権に関する規定に従い損害賠償、補償及び利益の引渡を求めて提起された訴えは留保される(55条(2))。

処分を求める訴えは、商標が登録簿に登録された後にのみ提起することができる。損害賠償請求は、被告が登録出願の内容を知得した時点に遡及して請求することができる(55条(2-2))。

#### ③刑事罰

##### ＜商標権の侵害＞

被害を受けた当事者の申立により、他人の商標権を故意に侵害した者は、何人も次に該当する場合は、1年を超えない拘禁又は罰金を科せられる(61条(1))。

- (a) 他人の商標を盗用し、偽造し又は模倣する。
- (b) 盗用、偽造又は模倣された商標の下で商品  
を市場に提供し若しくはサービスを提供し、  
又は当該商品若しくはサービスの申出をし、

輸入、輸出、輸送し若しくは広告をする。

被害を受けた当事者の申立により、自ら所持する品目であって、商標を不法に付したものの出所又は数量に関する情報の提供を拒絶し、かつ、受領者の名前を挙げ、商業又は工業上の顧客に対する流通範囲を開示することを拒絶する者も、同様の刑罰を科せられる(61条(2))。

違反者が商業上の利得のために実行した場合は、その者は職権により訴追される。刑罰は、5年を超えない拘禁又は罰金とされ、両方が併科される場合もある(61条(3))。

##### ＜商標の欺瞞的使用＞

被害を受けた当事者の申立により、次の行為をした者は、何人も1年を超えない拘禁又は罰金を科せられる(62条(1))。

- (a) 商品又はサービスが真正の商品又はサービスであると誤認させ、そのような印象を与えるために、他人の商標を商品又はサービスに不法に用いる。
- (b) 商品又はサービスを真正の商品又はサービスとして申出若しくは市場に出す又は他人の商標を不法に付した真正のサービスを申出若しくは提供する。

違反者が商業上の利得のために実行した場合は、その者は職権で訴追される。刑罰は、5年を超えない拘禁又は罰金とされ、両方が併科される場合もある(62条(2))。

業として欺瞞的使用が予定されていることが分かっているながら商品を輸入し、輸出し、輸送し又は所持する者は、被害を受けた当事者の申立により、40,000フラン以下の罰金を科せられる(62条(3))。

#### (9) その他

##### ①原産地表示

原産地表示は、「商品又はサービスの地理上の出所についての直接的又は間接的な言及をいい、その出所と関係を有するその性質又は特性についての言及を含むもの」とされている(47条(1))。

関連の取引業界において商品又はサービスの特定の出所についての言及として認識されていない地理上の名称及び標章は、原産地表示とは

みなさない(47条(2))。

次の原産地表示の使用は、禁止される(47条(3))。

- (a) 原産地表示の不正確な使用
- (b) 不正確な原産地表示と混同することがある名称の使用
- (c) 人を欺く異なった原産地の商品又はサービスに関する名称、商号、住所又は商標の使用  
原産地表示が、「種類(kind)」「型(type)」「様式(style)」「模造品(imitation)」のような付加とともに使用される場合、これらの付加のない原産地表示の使用に適用されるものと同一の要件が満たされなければならない(47条(3-2))。

#### <解説>

日本の商標法には、地域団体商標(日本国商標法7条の2)による保護が規定されている。また、農林水産省において、地理的表示(GI)保護制度による保護も行われている。

表1：日本とスイスの比較(商標法)

	日本	スイス
商標の定義	知覚によって認識 (2条1項)	識別することができる標章 (1条(1))
保護対象	音、ホログラム、単色、動き商標など	音響、色彩など
団体商標	あり (7条)	あり (22条)
保証商標	ない	あり (21条)
出願公開	あり (12条の2)	ない
実体審査	あり (絶対的・相対的拒絶理由)	あり (絶対的拒絶理由)
異議申立	あり (付与後2月)	あり (付与後3月)
不使用取消	3年不使用 (50条)	5年不使用 (12条)
保護期間	登録日から10年 (19条(1))	出願日から10年 (10条1項)
地理的表示	あり (地域団体商標制度：7条の2)	あり (47条)
刑事罰	あり (78条～)	あり (61条～)

## 4. 著作権法

スイスの著作権法は、最近では、2007年10月に改正がなされ、現在に至っている。以下では、この改正法に基づいて、スイスの著作権制度について解説する。(以下、この章では、括弧書の条文は、特に指示がない場合には、スイスの「著作権法」の条文を示す。)

### (1) 保護対象

保護対象は「著作物」であり、「著作物は、その価値と目的に関係なく、個人的性格を有する文学及び美術の知的創作物である。」(2条(1))と定義されている。

著作物に属するものとして、以下のものが示されている(2条(2))。

- a. 文学的、科学的その他の言語著作物
- b. 音楽著作物その他の聴覚的著作物
- c. 美術の著作物、特に絵画、彫刻、及びグラフィック(筆写芸術)
- d. 図面、平面図、地図又は立体的表現のような学術的又は技術的内容を有する著作物
- e. 建築著作物
- f. 応用美術の著作物
- g. 写真的、映画的其他視覚的又は視聴覚的著作物
- h. 舞踊著作物及び無言劇

また、コンピュータ・プログラムも著作物とみなすことが規定されている(2条(3))。

「編集著作物」については、「編集物は選択又は配列に関して個人的性格を有する知的著作物である限り独立して保護される。」として規定されている(4条(1))。

### <著作物に該当しないもの>

著作権により保護されないものは、以下の通りである(5条(1))。

- a. 法律、命令、条約その他公の告示
- b. 支払手段
- c. 判決、議事録、報告書(当局や行政機関によるもの)
- d. 公開された特許出願書類

### (2) 著作者(著作権の帰属)

「著作者」は、「著作物を創作する自然人である」と規定されている(6条)。

**<共同著作物>**

複数の者が著作者として著作物の創作に協力したときは、著作権は、これらの者の共有に属する(7条(1))。

これらの者が別段の取決めをしないときは、著作物は全員の同意がある場合に限り、利用することができる。同意は、信義則に反して拒んではならない(7条(2))。

**(3) 著作権の効力とその制限****①著作権の効力**

著作者は、著作物を利用するかどうか、いつ又はいかに利用するかを決定する排他的な権利を有する(10条(1))。

著作者は、特に次の内容の権利を有する(10条(2))。

- a.印刷物、録音物、録音録画物又はデータキャリアのような著作物の複製物を作成すること
- b.著作物を提供し、譲渡し、又はその他の方法で頒布すること
- c.著作物を直接又はあらゆる種類の媒体で口演し、上演し、上映し又はこれを何処か他の場所で知覚可能にすること
- d.著作物を、ラジオ、テレビ又は類似の手段により、有線の場合を含めて放送すること
- e.放送される著作物を元の放送事業者ではない提供者の技術的な装置を用いて、特に有線の場合を含めて再放送すること
- f.利用可能にされ、放送され、及び再放送された著作物を知覚可能にすること

コンピュータ・プログラムの著作者は、これを排他的に貸与する権利を有する(10条(3))。

**<プログラムに対する権利>**

労働関係において職務活動として、あるいは契約上の義務の履行として、コンピュータ・プログラムを創作したときは、雇用主は、排他的利用権の行使に関する権限を有する(17条)。

**②著作権の効力の制限****<権利の消尽>**

著作者が著作製品を譲渡し又は譲渡に同意したときは、これを再譲渡し又はその他の方法で頒布することができる(12条(1))。

著作権がコンピュータ・プログラムを譲渡し

又は譲渡の同意をしたときは、これを使用し又は再譲渡することができる(12条(2))。

**<私的使用>**

公表された著作物は私的使用のために利用することができる。私的使用とは、次のものをいう(19条(1))。

a.個人的範囲及び親類又は友人のような自己と密接に関係する人的範囲における著作物の利用

b.教師が学校において教育のためにする著作物の利用

c.企業、官庁、研究所などにおける内部情報又は資料のための著作物の複製

**<コンピュータ・プログラムの解読>**

コンピュータ・プログラムを使用する権利を有する者は、独立して開発されたプログラムにインターフェースに関する必要な情報をプログラムコードの解読により入手し又は第三者に入手させることができる(21条(1))。

**<引用>**

公表された著作物は、その引用が説明、指示又は実例的な説明に役立ち、かつ引用の範囲がこの目的によって正当である場合には、これを引用することができる(25条(1))。

引用それ自体及び出所を表示しなければならない。出所に著作者の氏名が示されている場合は、これも同様に表示しなければならない(25条(2))。

**<博物館、博覧会及び競売用カタログ>**

公に利用可能な博物館に見られる著作物は、博物館の管理者によって作成されるカタログにおいて模写することができる。博覧会及び競売用カタログについても同様である(26条)。

**<公に利用可能な土地にある著作物>**

恒常的に公に利用可能な土地の上にある著作物は模写することができる。模写は提供し、譲渡し、放送し又はその他の方法で頒布することができる(27条(1))。

ただし、模写は三次元的であってはならず、また、原作品と同じ目的に利用することはできない(27条(2))。

**<時事の記事に関する報道>**

時事に関する報道のために必要である限り、その際に知覚される著作物は記録し、複製し、上映し、放送し、頒布しその他の方法で知覚可能にすることができる(28条(1))。

#### (4) 著作権の保護期間

著作権の保護は、以下の時点で終了する(29条(2))。

a. コンピュータ・プログラムについては、著作者の死後50年

b. その他すべての著作物については、著作者の死後70年

##### <共同著作物>

多数の者がある著作物の創作に共同したときは(第7条)、著作権の保護は、最後に死亡した者の死後70年(コンピュータ・プログラムについては死後50年)で消滅する(30条(1))。

共同著作物において、個々の部分を分離できるときは、独立に利用可能な部分の著作権の保護は、各著作者の死後70年(コンピュータ・プログラムについては死後50年)で消滅する(30条(2))。

映画その他視聴覚著作物においては、保護期間の計算は監督のみを考慮する(30条(3))。

##### <解説>

日本においては、著作権は、著作者の死後(共同著作物にあっては、最終に死亡した著作者の死後)70年を経過するまでの間、存続する(日本国著作権法51条2項)。

#### (5) 侵害行為に対する救済

##### ① 確認訴訟

法的利益を証明する者は、権利又は権利関係がこの法律に従って存在するか欠けているかについて裁判によって確認することができる(61条)。

##### ② 差止請求

1) 著作権又は隣接権を侵害され又は毀害を受ける者は、裁判所に対して、以下の処置を請求することができる(62条(1))。

a. 差し迫った侵害を禁止すること

b. 存在する侵害を排除すること

c. 被告に対してその占有にあり違法に製作され又は取引に置かれた対象の出所を示す義務を

負うこと

また、裁判所は、被告の占有にある違法に製作され又は利用された対象の没収及び売却又は破棄を命ずることができる(63条(1))。ただし、実施された建築著作物はこれから除外される(63条(2))。その他、仮処分の規定も置かれている(65条)。

##### ③ 損害賠償

債務法に基づく損害賠償、名誉回復の措置及び利得返還の訴えは、これを留保する(62条(2))。

##### ④ 刑事罰

##### <著作物の不法な利用>

##### 条著作権侵害

(1) 権利を侵害された者の告訴により、故意かつ違法に次の行為をする者は、1年以下の自由刑又は罰金刑に処せられる(67条(1))。

a. 著作物を虚偽の指定又は著作者が決定したものと異なる指定のもとに利用すること

b. 著作物を公表すること

c. 著作物を変更すること

d. 著作物を二次的著作物の創作のため利用すること

e. あらゆる方法で著作物の複製物を製作すること

f. 複製物を提供し、譲渡し、又はその他の方法で頒布すること

g. 著作物を直接又はあらゆる種類の媒体を用いて口演し、上演し、上映し又はその他の方法で知覚可能にすること

h. 著作物をラジオ、テレビ又は類似の手続により、有線の場合を含めて放送し、又は放送される著作物を再放送すること

i. 利用可能にされ、放送され、又は再放送される著作物を知覚可能にすること

k. 所轄官庁にその占有にあり違法に製作され又は取引に置かれた所持品の出所を申告することを拒否すること、及び受益者を指定し、商業及び産業消費者への流通の範囲を開示することを拒否すること

l. コンピュータ・プログラムを貸与すること

上記の行為(67条(1))を業として犯した者は、職権により訴追される。刑罰は5年以下の自由刑と罰金刑である(67条(2))。



### ＜出所表示の不作為＞

故意に、引用(25条)及び時事の報道(28条)に用いられる出所及び著作者を掲示することを怠った者は、権利を侵害された者の告訴により罰金刑に処せられる(68条(1))。

## (6) その他

### ① 著作者人格権

#### ＜著作者であることの承認＞

著作者は、自己の著作物に対する排他的権利と著作者資格の確認に関する権利を有する(9条(1))。

#### ＜公表権、氏名表示権＞

著作者は、自己の著作物を初めて公表するかどうか、どのように及びいかなる著作者表示で公表するかを決定する排他的な権利を有する(9条(2))。

#### ＜著作物の同一性＞

著作者は以下のことを決定する排他権を有する(11条(1))。

- a. 著作物を変更するかどうか、その時期及び方法
- b. 著作物を二次的著作物の創作のために利用し又は編集著作物に集録することができるかどうか、その時期及び方法

第三者が契約上又は法律上著作物を変更し又は二次的著作物の創作のために利用する権限を有する場合に、著作者はその人格を侵害するあらゆる著作物の毀損に反対することができる(11条(2))。

既存の著作物をパロディの創作のため又はこれに匹敵する著作物の変更のために利用することは認められる(11条(3))。

#### ＜解説＞

スイスの著作者人格権は、「著作者であることの承認」(9条(1))、「公表権・氏名表示権」(9条(2))、「著作物の同一性」(11条)であり、日本の著作者人格権は、「公表権」(18条)、「氏名表示権」(19条)、「同一性保持権」(20条)である。また、スイスの著作権法には、パロディに関する規定が置かれているが(11条(3))、日本の著作権法には、パロディに関する規定は置かれていない。

### ② 著作隣接権

著作隣接権については、「実演家」(33条)、「録音物・録音録画物の製作者」(36条)、「放送事業者」(37条)の保護が規定されている。

#### ＜実演家＞

実演家は著作物を演じ又は著作物の実演に美術的に共同する自然人である(33条(1))。

実演家はその実演を次のようにする排他的な権利を有する(33条(2))。

- a. それ提示される場所以外で知覚可能にすること
- b. ラジオ、テレビ又は類似の方法で、有線の場合を含めて放送し、又は放送される実演を再放送すること
- c. 録音物、録音録画物又はデータ収録物に収録し、かかる収録物を複製すること
- d. 複製物を提供し、譲渡し又はその他の方法で頒布すること
- e. 放送され又は再放送されるときに感得可能にすること。

#### ＜録音物・録音録画物の製作者＞

録音物及び録音録画物の製作者は、収録物を複製し、複製物を提供し、譲渡し、又はその他の方法で頒布する排他的な権利を有する(36条)。

#### ＜放送事業者＞

放送事業者は以下の排他的権利を有する(37条(1))。

- a. その放送を再放送すること
- b. その放送を知覚可能にすること
- c. その放送を録音物、録音録画物又はデータ収録物に収録し、その収録物を複製すること
- d. その放送の複製物を提供し、譲渡し又はその他の方法で頒布すること
- e. その放送を、あらゆる種類の媒体を通して利用可能にすること

#### ＜保護期間＞

保護は、実演家による著作物又はフォークロアの表現の実演、録音物若しくは録音録画物の発表又は発表されていない場合はその製作の時に始まり、70年後に消滅する。放送の保護は、送信の時に始まり、50年後に消滅する(39条(1))。

保護期間は計算にとって基準となるでき

との生じた年の12月31日より起算する (39条 (2))。

<刑事罰>

権利を侵害された者の告訴により、故意かつ違法に次の行為をする者は1年以下の自由刑又は罰金刑に処せられる (69条 (1))。

- a. 著作物の実演をラジオ、テレビ又は類似の手続により、有線の場合を含めて、放送すること
  - b. 著作物の実演を録音物、録音録画物及びデータ収録物に収録すること
  - c. 著作物の実演の複製物を提供し、譲渡し、又はその他の方法で頒布すること
  - d. 放送される著作物の実演をその所有者が発信放送事業者でない技術設備によって再放送すること
  - e. 放送され又は再放送される著作物の実演を知覚可能にすること
  - f. 録音物又は録音録画物を複製し、複製物を提供し、譲渡し又はその他の方法で頒布すること
  - g. 放送を再放送すること
  - h. 放送を録音物、録音録画物又はデータ収録物に収録すること
  - i. 録音物、録音録画物又はデータ収録物に固定された放送を複製し又はかかる複製物を頒布すること
  - k. 違法に製作され又は取引に置かれ、著作隣接権 (第33条、第36条又は第37条) によって保護される実演の媒体の出所及び数量を所轄官庁に申告することを拒否すること
- 上記の行為 (69条 (1)) を業として犯した者は、職権により訴追される。刑罰は、5年以下の自由刑と罰金刑に処せられる (69条 (2))。

<解説>

日本では、著作隣接権として、「実演家」、「レコード製作者」、「放送事業者」、「有線放送事業者」の権利が規定されている (日本国著作権法 89条、その他)。

表 2 : 日本とスイスの比較 (著作権法)

	日本	スイス
著作物の定義	思想又は感情の創作的表現 (2条1項)	文学及び美術の知的創作物 (2条1項)

著作者人格権	あり (18条~20条)	あり (12条~14条)
著作隣接権	実演、レコード製作、放送 (89条~101条)	実演、録音物・録音録画物、放送 (33条~39条)
保護期間	死後70年 (51条)	死後70年 (29条~32条)
権利制限規定	あり (30条~50条)	あり (19条~28条)
刑事罰	あり (119条~124条)	あり (67条~72条)

5. おわりに

本稿は、欧州各国の知的財産制度について、複数回に分けて紹介するものである。今回は、スイスの知的財産制度のうち、商標制度、著作権制度を中心に解説した。次回は、オーストリアの知的財産制度のうち、特許制度を中心に解説する予定である。

【参考文献】

1. JETRO「知的財産に関する情報 (欧州)」(2021年) <https://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/>
2. 特許庁「諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等」(スイス) <https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/mokuji.html>
3. スイス知的財産庁「スイス連邦共和国」(2021年) <https://www.ige.ch/en/>
4. 松浦安紀子「小さな大国・スイスのイノベーションを支えるシステム」特許懇、no.275 (2014年) p.64~p.72
5. 朝日奈宗太「外国特許制度概説」(第12版) 東洋法規出版 (2008年)
6. 吉藤幸朔・熊谷健一「特許法概説」(第13版) 有斐閣 (2001年)
7. 久々湊伸一「新スイス著作権法とその特色」商学討究、第45巻第4号 (1995年)
8. 加藤浩「欧州各国の知的財産制度 第19回 スイス (上)」(経済産業調査会) 特許ニュース 15443号 (令和3年6月29日)

## イノベーション・ブランド構築に資する

# 意匠法改正

～令和元年改正～



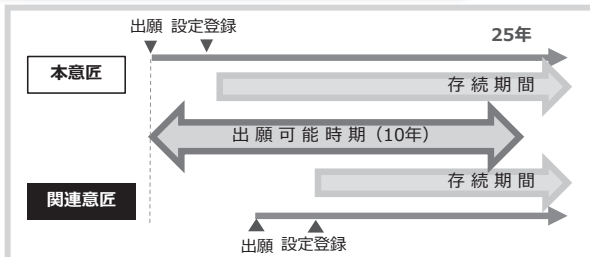
令和2年4月1日に、改正意匠法の規定の多く(保護対象の拡充、関連意匠制度の拡充、意匠権の存続期間の変更等)が施行され、我が国の意匠制度が大きく変わりました。また、令和3年4月1日に、複数意匠一括出願手続の導入、物品区分の扱いの見直し、手続救済規定の拡充の規定も施行され、これにより改正意匠法の全ての規定が施行されました。

### 保護対象の拡充

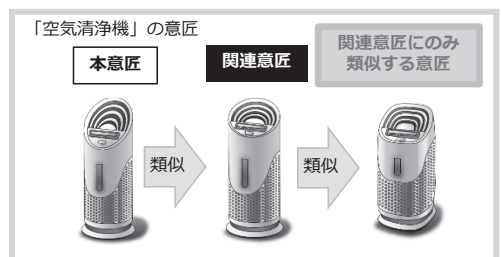
<p><b>物品</b></p> <p>乗用自動車 ヘッドマウントディスプレイ ペットボトル 手提げかばん</p>	<p><b>画像</b></p> <p>ネットワークを通じて利用の都度提供される画像</p> <p>物品以外の場所(道路・壁など)に投影される画像</p>	<p><b>内装</b></p> <p>店舗の内装</p> <p>渡り廊下の内装</p>
<p><b>建築物</b></p> <p>店舗の外装</p> <p>ホテルの外観</p>		

有体物である動産 = 「物品」デザインに加え、物品に記録・表示されていない「画像」デザイン、「建築物」デザインも意匠法の保護対象に。複数の物品、壁や床などの装飾により構成される「内装」デザインも一意匠として登録可能に。

### 関連意匠制度の拡充



関連意匠の出願可能時期が、「**本意匠の出願日から10年経過する日**前まで」に。「**関連意匠にのみ類似する意匠**」についても登録可能に。



### その他の改正項目

- 意匠権の存続期間の変更**  
意匠権の満了日が、「出願日から25年経過した日」に。
- 創作非容易性の水準の明確化**  
公然知られたものであるか否かにかかわらず、刊行物やウェブサイト等に掲載された形状・模様等も創作非容易性判断の根拠資料に。
- 組物の部分意匠の導入**  
組物の意匠についても、部分的に意匠登録することが可能に。
- 間接侵害規定の拡充**  
取り締まりを回避する目的で侵害品を構成部品に分割して製造・輸入等する行為も、取り締まり可能に。
- 損害賠償額算定方法の見直し**  
権利者の生産・販売能力等を超える部分は、ライセンス料相当額を損害額として認定可能に。

### 令和3年4月1日施行

- 複数意匠一括出願手続の導入**  
複数の意匠について一の願書で出願可能に。
- 物品区分の扱いの見直し**  
願書に記載すべき物品の粒度を定めている「物品区分表」を廃止し、経済産業省令に「一意匠」の対象となる基準を設けることに。
- 手続救済規定の拡充**  
指定期間や優先権書類等の提出期間が経過した後も、書類提出が可能に。

詳しい情報・問合せ先はこちらから

「令和元年意匠法改正特設サイト」

意匠法 改正





## 就任挨拶

特許庁長官 森 清

この度、7月1日付けで特許庁長官を拝命いたしました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、リモートワークの導入、オンラインイベントの実施など、新たな生活様式の出組が始まりました。一方で、地球規模では環境問題など多くの困難にも直面しています。

このように社会全体が大きく変わること新たなニーズが顕在化しており、新しいビジネスを拡大していくためのイノベーションの重要性がこれまで以上に高まっています。

特許庁は、イノベーションの原動力となる知的財産を適切に保護し、イノベーション創出を促進することで、社会課題の解決に貢献してまいります。

そのための特許庁の出組を紹介いたします。

経済活動のあり方の変化に対応するため、審判口頭審理のオンライン化や申請手続等のデジタル化を進めていきます。

持続可能な開発目標(SDGs)に貢献するための出組として、環境技術の活用を促進するためのプラットフォームであるWIPO GREENの活動を積極的に支援してまいります。さらに、2025年の大阪・関西万博に向けて、社会課題解決における知的財産制度の役割を発信するI-OPENプロジェクトを進めていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による特許出願件数の減少傾向は、現在回復しつつありますが、本来行うべき研究開発や特許出願については、引き続き適切な対応をお願いいたします。特許庁では、コロナ禍の先も見据え、職員が同じ方向に向かって進むための旗印として、ミッション・ビジョン・バリュー(MVV)を更新しました。

特許庁の審査においては「世界最速・最高品質」

を引き続き堅持します。そのためにも、歳出削減を徹底した上で特許料等の見直しについて検討を進めています。

社会の大きな変容に伴い新たな社会課題が顕在化する中、知的財産行政に課せられた役割の重要性を十分に認識し、引き続き、ユーザーニーズを丁寧に汲み取り、柔軟に対応してまいります。

最後になりますが、知的財産行政に一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様の益々の御多幸を心よりお祈り申し上げます。

### 略歴

森 清 (もり きよし)

東京大学法学部卒業

#### 【主な経歴】

1986年4月 通商産業省入省(産業政策局総務課)

1992年6月 米国留学

(ハーバード大学ケネディスクール  
修士/ブルッキングス研究所)

2001年7月 大臣官房企画課(政策企画委員)

2003年6月 日本貿易振興会ロンドン・センター産業調査員

2012年7月 貿易経済協力局通商金融・経済協力課長(政策調整官)

2013年6月 大臣官房審議官(貿易経済協力局・海外戦略担当)

2014年7月 総務省情報通信国際戦略局次長

2016年6月 大臣官房政策評価審議官

(併)サイバー国際経済政策統括調整官

2017年7月 近畿経済産業局長

2019年7月 公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 理事・副事務総長

2021年7月 特許庁長官(現職)